

《内閣府 男女共同参画局から》

●6月23日(金)から29日(木)までの1週間は「男女共同参画週間」です

●「男女共同参画週間」行事等リスト公開中です

●「"おとう飯"始めよう」キャンペーンページ公開中です！

《お知らせ》

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

●「NWECH CHANNEL」YouTubeによる研修事業の動画配信【文部科学省】

●「イクメン企業アワード2017」「イクボスアワード2017」応募受付中です！男性の育児と仕事の両立を推進する企業や管理職を募集。（7月21日まで）【厚生労働省】

《内閣府 男女共同参画局から》

●6月23日(金)から29日(木)までの1週間は「男女共同参画週間」です

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

平成28年度のキャッチフレーズは、「男で○、女で○、共同作業で◎。」です。（公募により決定。埼玉県の土橋義広さんの作品。）

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。

※詳細は以下を御覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/week/index.html>

●「男女共同参画週間」行事等リスト公開中です

平成29年度「男女共同参画週間」を中心とした期間に都道府県・政令指定都市で予定されている行事等のリストが、男女共同参画局ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.gender.go.jp/public/week/h29event.html>

今年度の男女共同参画週間(※)を中心とした期間に全国47都道府県・20の政令指定都市で実施が予定されている関連行事の一覧を、サイトで公開しています。

各自治体から新しい情報が届き次第、随時ページを更新してまいりますので、お近くで開催予定の行事チェック等に御活用ください。

※「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日から29日までの1週間を、毎年、「男女共同参画週間」とし、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

●「"おとう飯"始めよう」キャンペーンページ公開中です！

子育て世代の男性の料理への参画促進を目的とした「"おとう飯(はん)"始めよう」キャンペーンを実施中です。

また、イタリアンレストラン等で調理経験のある、株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属のお笑いコンビ・イシバシハザマの石橋尊久さんにキャンペーン大使に就任いただき、イベントへの参加や情報発信に御協力いただきます。

7月1日(土)には、「第12回食育推進全国大会inおかやま」のキッチンステージに参加します！

※詳しくは、キャンペーンページ、または男女共同参画局Facebookを御覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/otouhan/index.html>

<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>

《お知らせ》

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

平成27年10月5日以降「マイナンバー」を記載した「通知カード」を住民票の住所地に簡易書留で送付することとなっているため、DV等被害者、東日本大震災の被災者、長期入院・入所者で、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、事前に居所を登録する手続きを行っていただくことで、居所に「通知カード」を送付することができるようにしてまいりました。

しかしながら、この居所登録手続きを行っていない場合や、登録後に居所が変更となった場合などにより、通知カードを受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください。

また、通知カードがDV等加害者のいる住民票の住所地に届いてしまった方も、マイナンバーの変更手続きが可能であるため、住民票のある市区町村にお問合せください。

※詳細は以下をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

●「NWECH CHANNEL」YouTubeによる研修事業の動画配信【文部科学省】

国立女性教育会館（NWECH）では、現在、YouTubeにより、行政、企業、大学などの男女共同参画を推進するリーダーを対象として実施した研修・セミナーの基調講演やシンポジウムの様子を逐次、動画配信しています。

教育界、経済界、地域活動など幅広い分野のオピニオンリーダーが、男女共同参画の視点から現代社会の抱える喫緊の課題を読み解き、解決策を探ります。

・現在公開中の動画：赤松良子氏 NWECHフォーラム特別講演「均等法から30年、あらたな明日へ～女性の活躍について考える～」他

動画を視聴されたい方は、YouTubeの「（検索ワード）NWECH CHANNEL」をご覧ください。

※一部移行中の動画もありますが、順次公開します。

●「イクメン企業アワード2017」「イクボスアワード2017」応募受付中です！男性の育児と仕事の両立を推進する企業や管理職を募集。（7月21日まで）【厚生労働省】

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施します。

「イクメン企業アワード」は、男性の育児と仕事の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰するものです。

一方、「イクボスアワード」は、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」を企業などからの推薦によって募集し、表彰するものです。

全国各地の企業・団体の皆さまからの積極的なご応募をお待ちしています！

※詳細は以下をご覧ください。

<http://ikumen-project.jp/>

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。
男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成29年7月7日(金)に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

☐ 配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

☐ バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

☐ このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>

☐ 内閣府 男女共同参画局ホームページはこちらから

<http://www.gender.go.jp/>

※URLをクリックしてページが表示されない場合はURLをコピーして、ブラウザにURLを貼り付けてアクセスしてください。

編集・発行：内閣府 男女共同参画局

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号 03-5253-2111（代表）

COPYRIGHT(C)2009 Cabinet Office, Government of Japan.

ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。
